

## 意見概要及び市の考え方

### 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(案)

	意 見	市の考え方(意見を反映した箇所を太字で表示)
1	<p>「家庭的保育者」について「必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識、経験を有する」と市長が認める者と定めています。</p> <p>保育士は2年以上の専門教育を受け、必要な実習を行って与えられる国家資格です。資格を得ただけでは一人前とは言えず、保育所で先輩保育士といつしょに経験を積んで、初めて子どもに適切な保育を行い、親に適切な助言をすることができる専門職です。数週間程度の研修・実技で「保育士と同等以上の知識・経験」が得られるはずがありません。「家庭的保育者」を「保育士資格を持ち、必要な研修を修了した者」と位置付けて下さい。「市長が認める者」となっているので、鎌倉市として行うことは可能なはずです。短期間の研修・実習を受けたものを「家庭的保育者」とし、多くが家庭的保育に従事することになれば、将来、鎌倉において必ず保育事故が起きることになるでしょう。</p> <p>問題を抱えているお子さんが増えている中、専門的な勉強していないこそだて経験だけでOKな保育で発達の保証ができるのか。安全が保てるのか疑問です。</p> <p>家庭的保育については、一人で行うことの無いようにしてください。 <b>(外、同様意見40件)</b></p>	<p>現行制度下における国のガイドラインに基づく家庭的保育者養成研修を基本とし、研修時の実地研修の拡充を図り、試験等により研修修了者の適性について充分な確認を行い、家庭的保育者として認定し事業を実施してまいります。また、新制度における家庭的保育事業を開始した後には、現認研修を義務づけるとともに、連携保育所の担当保育士による保育訪問を随時行うことにより、安全な保育の確保に努めます。</p> <p>また、単数の配置では保育者がトイレに行くこともままならず、子どもから保育者が離れてしまうことも想定されるため、一人の児童の保育においても、運用においては補助者の配置ができるよう、今後検討してまいります。</p>
2	家庭的保育事業を充実させてください。	多様な保育ニーズにあわせた対応は必要であり、家庭的保育事業については、現行設置者に対し研修等を行うことにより、保育内容の充実を図ってまいります。また、新規参入については、保育の量の見込みの状況により、その必要性を判断してまいりますが、その設定にあたっては、養成研修修了者に対して、更なる研修を設定することにより、保育の質の低下につながることがないよう、対応してまいります。
3	「家庭的保育」などについて、卒園児童を受け入れる「連携保育施設」を確保することが定められています。保育園等を希望しても入れない待機児童が多くいる中で、保育園はどこも定数一杯で、途中の3歳児から受け入れ可能な施設はほとんどありません。経過措置として「国が検討する一定の措置を講じた上で、連携保育施設の設定を求めないことができる」と書かれているとおり、「連携施設」の確保は事实上困難と思われます。「家庭的保育」では、3歳児になったあとの行き場がなくなることは目に見えています。待機児童対策は保育園を建設することを根幹にすえ、「家庭的保育」はあくまでも緊急避難的な扱いにしてください。	待機児童対策の一環としての施設整備につきましては、現在も既存の事業の中で実施しているところですが、引き続き、子ども・子育て支援事業計画における保育ニーズの確保策においても、その方策のひとつとして織り込み、取り組んでまいります。家庭的保育事業につきましては、多様な保育ニーズに対応する方策として、実施してまいりたいと考えます。

4	<p>保育従事者について、新制度では保育士資格を持っていなくても研修を受けければ認められるそうですが、全職員が資格を持っていない子どもたちの安全は保障されるのでしょうか。資格を持っているから保障されるわけではありませんが、ある程度の知識と専門性を持ち合わせている人でなければ、子どもの安全な成長と発達を保障できないと思います。保育士不足を補うための対策であるかと思いますが、新制度になればより、有資格者の負担は増え、さらなる保育士不足に繋がると思います。保育士不足を解消するためには、今いる保育士の勤務状況を把握の上、再度検討願いたいです。</p>	<p>子どもの成長・発達の保障については重要な問題であり、今後も日々検討していく必要があると考えています。保育士に対する負担増というところは、例えば地域型保育事業の連携保育所等に位置づけられた場合については考えられますが、現行の認可保育所においてどこまで負担増になっていくのか、まだ見えない部分も多いため、一緒に考えさせていただき、より良い保育をめざしてまいりたいと思います。</p>
5	<p>小規模保育事業 保育室の一人あたりの必要な面積について 0、1歳児→3.3m<sup>2</sup>、2歳児1.98m<sup>2</sup>を、現認定保育施設同様0～2歳児→1.98m<sup>2</sup>と設定することを希望する。 理由 ・面積を設定するにあたり、根拠があいまい。(学童に通う子ども達の1.65m<sup>2</sup>も疑問) ・既存の届出保育施設はひとりでも多く受け入れる事で運営も安定する。これまでの1.65m<sup>2</sup>の枠の中で運営、保育をし、安全確保には充分に心がけてきた。1.98m<sup>2</sup>で安全に留意しながら保育をする事は可能だと思う。 ・待機児童が増えている中、一人でも多くの入所児童を受け入れることで待機児童対策の役に立つと思っている。</p> <p>鎌倉市の保育の質に見合う、独自の基準をお願いします。 ・鎌倉市の認可園の現行水準に沿った面積に設定してほしい。</p> <p>保育の質の確保 ・国の基準は最低基準であり、現行どおりの保育の質の確保も必ず入れてほしい。地域型保育であっても、保育面積の拡大をしてほしい。</p>	<p>児童福祉法第45条第1項の規定に基づき、神奈川県が策定した児童福祉施設の設備及び運用に関する基準を定める条例においては、認可保育所の設備の基準として、乳児及び満2歳に満たない乳児を入所させる保育所には、乳児室及びほふく室を設けることとされており、乳児室の面積は1.65m<sup>2</sup>以上、ほふく室の面積は3.3m<sup>2</sup>以上とされています。小規模保育事業A・B型においては、0、1歳児は乳児室又はほふく室で1人3.3m<sup>2</sup>とされており、2歳児室は保育室又は遊戯室1人1.98m<sup>2</sup>とされています。 0、1歳児のほふくのタイミングは児童により異なり、0歳児だから1.98m<sup>2</sup>でよいとは限りません。保育の質の確保及び安全性の確保のため、国基準通り3.3m<sup>2</sup>とするものとします。</p>
6	<p>事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案 地域枠の子どもの受け入れの設定について 事業所内保育所における地域枠の受け入れ設定について、案では定員の概ね20～30%となっていますが、これを(例えば過半数など)大幅に拡充することで、地元の雇用創出を図るよう提案します。国基準案よりも地域住民を優遇することで他自治体との差別化を図り、住みやすく、働きやすい鎌倉市を実現するため、ご一考いただけましたら幸いです。 【提案】 地域枠…定員に対し50%を下回らない数 例………定員35名なら地域枠18名以上</p>	<p>国の基準案で既存の事業所内保育事業の事業者に意向確認を行いましたが、事業への参入の見込みがない状況となっています。待機児童対策として、地域枠の子どもの受け入れの拡大は有効だと思われますが、地域枠の拡大を行った場合、事業への参入のための基準がさらに厳しくなることが想定されるため、受け入れの設定につきましては、国の基準のとおりとしたいと思います。今後のあり方については事業者の意見も聞きながら検討してまいります。</p>

<p>鎌倉市には自主保育がいくつもある。</p> <p>①新制度における自主保育の位置づけ 認定は地域型保育事業の小規模保育事業B型にあたると考える。給付は特例地域型保育給付(3歳以上2号認定)、地域型保育給付(3歳未満、3号認定)と考える。</p> <p>② ①の問題点は定員。 例えば、青空自主保育なかよし会の場合、定員30名、現在24名在籍 1歳クラス 5名(現在7名)、2歳クラス10名(現在7名)は保育者1名と当番の母親2名で活動 2歳クラス15名(現在10名) 保育者1名と当番の母親2名で活動</p> <p>③設備、面積 保育室をもたない。</p> <p>④屋外遊戯場 山崎の谷戸、野村総研跡地を主に利用</p> <p>⑤耐火基準 母親、保育者による海の避難経路確認実施。消火訓練はこれから検討の必要あり。</p> <p>⑥その他 ・給食はなくお弁当。そのため調理設備なし。必要時は各家庭の台所で調理している。 ・保育従事者は保育者2人である。</p> <p>7 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準案</p> <p>①利用定員、職員数 国基準を満たしていないが、鎌倉市の地域性、そしてすでに29年継続している保育形態であることから、市の条例で配慮して頂けると幸いである。</p> <p>②教育・保育の提供に関する基準 子どもの心身の状況の把握について、保育者は子ども及び保護者の心身の状況を的確に把握し、必要な助言を行っている。それにより子ども及び保護者の精神的な安定がはかられている。</p> <p>③評価 現在、1月1回会議を開催し、情報伝達、報告、子どもの心身の状況の把握、保育の質の評価を行っている。今年までは、江ノ島のかながわ女性センターを評価の場として利用していたが、今年1月以降閉鎖されるので、その場を失い困っている。かながわ女性センターは会議室の利用及び託児室の利用について、2歳以上の在籍児を託児してもらえることで保護者も会議に集中することができた。</p> <p>鎌倉市へのお願い ・自主保育の認定と給付による財政的支援</p>	<p>自主保育を子ども子育て支援制度の給付事業「地域型保育事業B型」に位置づけてほしいとのご意見を受け、新制度における自主保育の位置付けを検討しましたものの、施設のあり方、保育士の配置などの観点から、国が想定する事業の類型に自主保育は該当しませんでした。このことから国の制度として運用する中で、自主保育を対象とすることは困難であると考えていますが、今後の子ども・子育て支援に関する施策の推進、計画の策定における貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
--	---

8	<p>事業所内保育事業の設備、には定員20人以上の場合、0歳、1歳の乳児室1人1.65m<sup>2</sup>またはほふく室3.3m<sup>2</sup>としていますが、定員に関わらず乳児室も3.3m<sup>2</sup>とすべきです。</p>	<p>0、1歳児については、どのタイミングでほふくを始めるか、子どもにより状況が異なり、基準案においては、このような書き方となっておりますが、上記のことを勘案し、0、1歳児室は3.3m<sup>2</sup>にすることが一般的です。運用の中で対応してまいります。</p>
9	<p>地域型保育の許可基準－地域型保育の各種事業の許可・基準に格差をもうけない。  ①職員の資格要件:基本はすべて有資格者とする。又職員の配置は、今の鎌倉市の基準を適用する。(3で回答の部分を含む)</p> <p>鎌倉市のどこの保育所に預けてもこどもが安全で気持ちよく過ごせ、親も安心して、保育が託せるよう鎌倉市独自の基準を作り、保育に子育てに責任取れる制度にして下さい。特に乳児には手厚く保育できるよう加配をし、今までの基準を下げないようにして下さい。</p> <p>②給食の自園調理必須と調理員の配置。<b>(外、同様意見8件)</b></p> <p>③施設・事業責任者の配置<b>(外、同様意見3件)</b></p> <p>④経理情報の公開、帳簿の保存を求める。</p>	<p>①国が7月に作成した、自治体向けのFAQにおいては、小規模保育事業B型の基準について、保育従事者のうち有資格者の割合を変更することは可能だが、すべてを有資格者とし、B型をなくすことはできないとしています。<b>小規模保育事業B型の従事者における有資格者の配置割合については安全面を考慮し、国が基準として示した「1/2以上」を見直し「2/3以上」とすることとします。</b>また無資格者に対しては研修を充実していくこととします。なお、家庭的保育事業に関しましては、案のとおりとしますが、今後研修のあり方や事業実施中の連携保育所の関わりについて議論し、安全対策を充分行ってまいります。</p> <p>また、保育士の配置基準についてですが、現在は地域型給付事業に対する基準案が示されている状況であり、特定教育・保育及び特定地域型保育給付については、今後検討することとなります。現行水準を下げることがないよう検討してまいります。</p> <p>②自園調理につきましては、認可外保育施設から移行する場合においては、基準上では連携施設や同一・関連法人が運営する関連施設からの搬入は可能としていますが、運用上は安全面等を考慮し、新規参入事業者には自園調理を求めてまいります。</p> <p>③施設・事業責任者の配置につきましては、新規参入の際に配置を求めてまいります。</p> <p>④経理情報の公開、帳簿の保存を求めることにつきましては、地域型保育事業に対する施設監査のあり方等については、現時点においては、情報が少なく不明確な部分が多いため、今後、国や県からの情報を基に、検討してまいります。</p>

10	各保育施設間の格差や同じ施設内でも認定保育時間によって、子どもが受けける保育の格差が生まれないように配慮してほしい。	多様な保育ニーズに合わせた、保護者それぞれの考えもあり、すべてを統一することは困難であると思いますが、保育の質については、現状から低下することの無いよう、各施設と調整してまいりたいと思います。また、認定時間による格差については、通園しているコアの時間帯において、すべての子どもが格差のない保育が受けられるように、指導してまいります。
11	新制度の保育士資格を持たず、保育従事できる点がとても心配です。特に企業が保育事業に参入することで質よりも利益を優先してしまう事が想像されますが、子どもにとっての大切な成長の時期です。鎌倉市の保育の質を下げることなく、保育資格を持つ者が保育に当たり、安全と健やかな成長、発達がどんな子どもにも保障されるようお願いします。	
12	閉所時間を切り下げるで下さい(認可と同様希望)	地域型保育事業者と大幅な差が開くことがないよう、今後調整してまいります。
13	(事業所、家庭的、小規模)医務スペースの配置	施設の規模により、医務スペースの配置は困難な場合もありますが、感染症やケガや発熱時の対応に備えるための医務スペースの配置は重要と考え、各施設の整備の際に確保に向け調整してまいります。



## 意見概要及び市の考え方

### 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

	意 見	市の考え方
1	<p>「上乗せ徴収等の扱いについて」</p> <p>子どもたちが保育園の中で使うマジック、折り紙、紙等の料金を各家庭からの徴収となると、家庭の経済状況によって、支払いができず、園の中でやりたくてもできない子が出てきてしまい、格差が生まれてしまうのではないかでしょうか。同じようにお泊り保育や運動会等の行事にも上乗せ料金がかからないか心配です。鎌倉市は基準とおり、とあります が、保育内容に差がないように配慮いただきたいです。<b>(外、同様意見18件)</b></p>	<p>施設への補助金につきましては、基準に反映できる内 容ではありませんが、今後の子ども・子育て支援に關 する施策に対する貴重なご意見として参考にさせてい ただきます。また、保護者への負担につきましては、 上乗せ徴収を行う場合は、事業者は事前に保護者への 説明や同意を得なければならない事とされています が、市としましても現行の体制と変わらない形での運 営を事業者に伝えてまいりたいと考えています。</p>
2	<p>延長料金については上限を現行の認可園の水準まで落としてほしい。出来れば、現行の3歳児の「主食代」も保育料でまかなってほしい。</p>	<p>延長保育料の料金については、公立保育園におきま しては、現在見直しを行っているところです。また各民 間認可保育所につきましても、それぞれの園で決定 し、実施しているため、同額の料金にする事は困難な 状況です。また主食提供の費用につきましては、実 施、未実施の園があることなどから、保育料に組み込 む事は困難であると考えています。</p>
3	<p>「利用定員に関する基準」に「定員の遵守」として「やむをえない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない」と書かれています。現在は保育園の定数に對し、待機児童対策から定員の一割程度を上乗せして保育を行っています。新制度に移行したら、直ちに待機児童がなくなるわけではありません。ことさらに定員の遵守を強調する意味がわかりません。保護者から申し込みを受けた鎌倉市は、利用調整、あっせん、利用要請を行うことになっていますが、定数を超えた要請を行わないとすれば、保育所等に入れない児童がさらに増えることになります。「定員の遵守」を「原則として利用定員を遵守する。やむをえない事情がある場合は定員の一割までの超過利用を認めることができます。」に変更することを提案します。</p>	<p>現行の制度の中におきましても、認可保育所につきま しては、定員がそれぞれ設定されており、待機児童対策等 やむをえない事情がある場合に限り、保育士の配置と 面積基準を遵守の上、受け入れを行っています。定員 内での受け入れについては、今後も引き続き、遵守 し、状況により勘案する現行制度を踏襲したいと考え ています。</p>

4	<p>今までの運営条件を下回るようなことをしないでほしい。<b>(外、同様意見2件)</b> 関係機関とよく説明、話し合って、市民の要望を聞いて、条例化を行ってほしい。</p>	<p>現在本市で実施している保育の質については、引き続き水準を維持できるよう、努めてまいります。また、今回の意見募集では、関係機関等への説明も行ってまいりましたが、引き続き施策を推進する中で、ご意見を聞いてまいりたいと思います。</p>
5	<p>ほとんどが国の基準の説明で、鎌倉市として現状、それを踏まえた将来像、課題（問題点）、そのための今回の施策（国の基準と違う点）という哲学や説明がありません。また具体的な施策や数値など、施設やサービスの運営者が運営を変更する際に参考にするべき項目が見えてきません。 多くを「参酌すべき基準」としていますが、程度や許容範囲が示されておらず、これでは利用者も運営者もどこまで自由が許されるのか、どう改善して良いのか不明です。</p> <p>鎌倉市には保育サービスを行うのに、問題のある施設が複数見受けられ、それを指摘されながらも改善されてきました。こうした「ふさわしくない施設」をサービスへの悪影響を最低限におさえながら、どう改善し指導するのかの道筋を、これを機に示すべきだったのではないかと考えます。そうしたことなく給付支給を施設にゆだねるのであれば、受給者に正しく渡ったかどうかを市が確認する必要がでるでしょう。</p>	<p>今回のパブリックコメントにつきましては、国が省令等で示した基準に基づき、市の考え方を整理し、ご意見をいただいているもので、今後条例が制定され施行された後には、事業者に基準を遵守して頂く事になります。また、事業者の問題につきましては、新制度移行後も、引き続き、行政の立場として、指導してまいりたいと考えています。その他、ご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
6	<p>パブリックコメントの②についてコメントさせていただきます。全体を通して、「参（参酌する基準）」となっている部分に同意します。</p>	<p>皆様からいただいた意見を参考にさせていただきながら、条例の制定に向け、進めてまいりたいと考えています。</p>
7	<p>市からの給付金が保育以外に使われないよう、また、事業者が利益を優先するために保育のコストを必要以上に削減し、保育の質が低下しないよう、市がすべての事業者に対し監査を行い、経理の公開を義務付けてほしい。<b>(外、同様意見3件)</b></p>	<p>現在、市では社会福祉法人の監査を行っているところですが、本事業の事業所の監査につきましても、市の業務として対応してまいります。</p>
8	<p>保育事業の撤退、縮小時には、利用者が希望に応じて他の保育施設に入所できるよう取り計らうことを「出来る限り努力」ではなく、事業者と市の義務にしてほしい。0～2歳児を受け入れる施設の卒園後の入所先についても同様に。</p>	<p>保育事業の撤退、縮小が発生した場合、また、卒園後の受け入れにつきましては、市は保育の実施主体として、調整してまいりたいと考えています。</p>

9	<p>保育認定を受けた子どもの場合は保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、市町村が調整する、とあります。保育認定を受けたという事は児童福祉法第24条1項において鎌倉市の責任において保育をしなければならないという事です。施設への斡旋や要請だけで「保育園に入れませんでしたので、認定こども園や小規模保育、家庭的保育施設へ」という案内になるのではないか、と心配しています。時期によっては、保育所に入れないもあるかと思いますが、あくまで一時的な措置として行い、その後は保護者に確認の上、希望がある場合は認可保育所に移れるようにして下さい。</p>	保育の優先利用につきましては、市の規則等で運用を定め、対応していく予定です。
10	<p>保育所や保育所以外も役所が窓口になって最終調整をしてほしい。そうしないと困る。もし決まつたら、決め方も含め、説明してほしいです。</p>	認可保育所の入所につきましては、新制度において、地域型保育事業に位置づけられる家庭的保育事業、小規模保育事業とともに市で調整を行うことになっております。
11	<p>園児に対する保育士の数については、驚くばかりの設定がされています。国の基準以上に厚くするべきです。例えば、3歳児20人に対し保育士が1人とは狂気の沙汰ではありませんか。3歳児に接したことのない人が決めたものとしか表現のしようがありません。子どもをぎゅうぎゅう詰めにして待機児童を減らす、という対策ですが、これは本末転倒です。これは子どもの生死にかかわる問題です。容認できません。</p>	3歳児20人に対し保育士1名という認可保育所の保育士の配置については、現行制度においても、神奈川県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定められ、運用されているものです。新制度になりますとも、子どもの安全を第一に捉え、保育を実施してまいります。



## 意見概要及び市の考え方

### 教育・保育給付の支給認定に関する基準(案)

	意 見	市の考え方
1	「保育料」について 現行では国の基準に対し保護者負担が7割程度、残り3割は市の財政から負担されています。今までのように所得税で計算されている場合と、今後住民税をもとに計算される場合では税率が大きく違うため、所得の少ない家庭にとっては保育料が上がり高所得者を優遇するような制度になりかねません。鎌倉市として、様々な状況のシミュレーションを行い、所得の多い少ないに関わらず収入に応じた平等な保育料を設定してください。また仮に、保護者負担が増えるような場合には、理由の開示をお願いします。(外、「保育料上げないで」など同様意見27件)	保育園の保育料の設定に当たっては、現行の水準と大きく変わらないよう、検討を進めています。
2	保育料について、現行の市の軽減措置を維持し、新制度移行後に保育料が上がる保護者が出ないように配慮してほしい。加えて、家族の突然の失業や事故・疾病時に保育料が減免となる制度を設けてほしい。(外、同様意見1件)	保育園の保育料の設定に当たっては、現行の水準と大きく変わらないよう、検討を進めています。また、減免規定については、今後、内容の検討を行い、規則等で定めていく予定です。
3	弱者(障害児、貧困家庭、母子等単身家庭)が優先して入れるように、福祉的性格に重点を置いてほしい。(外、同様意見6件)	入所決定については、保育の実施基準ごとに定める提出書類及び確認内容に基づき、保育の実施の可否を決定しております。入所の決定については、公平を期すため点数制度を用いていますが、現在も弱者に対しては配慮をしており、福祉的要素が高い方に対しては状況把握を行う中で、新制度の考えを取り入れながら、対応してまいります。なお優先利用については、国の基準①ひとり親世帯②生活保護世帯③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合④虐待やDVの恐れがある場合など、社会的擁護が必要な場合⑤子どもが障害を有する場合⑥育児休業明け⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合⑧小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童のほか、⑨保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)の考慮、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に際しての配慮、放課後児童クラブの指導員の子どもの利用に際しての配慮を検討しています。
4	保育園等に入れようとすると金額が高いためフルタイムで働くなければならないという点です。漠然としていますが「母達のペースで少し働く」環境が理想です。 一時預かりのハードルがもう少し下がれば良いと感じます。	保育の下限時間を現行の75時間から64時間に下げることにより、多少の軽減が図れると思います。 一時預かりについては、各施設に協力を依頼し、施設整備等のタイミングにおける実施を検討してまいります。

5	全ての保育を必要とする子どもが保育を受けられるようにして下さい。(外、同様意見1件)	保育の必要性の認定を鎌倉市が行い、その後鎌倉市が保育所などの利用調整を行います。
6	<p>・新制度の支給認定ですが、保護者の就労時間により区分されますが、今までどおり、どの子も一律にしてほしい。時間で保育が中断されてしまうと困ります。(外、同様意見1件)</p> <p>・保育の義務は国・市町村にあるべきです。保育施設への入所は市が責任をもって対応すべきです。保育の標準時間区分が設けられていますが、これは保護者の就業状況に応じて子どもの保育時間が決まるというものです。しかしながら、保育は子どもの生活を優先して考えるべきであり、例えば保護者の仕事の都合により、園の行事に出られない、昼寝の途中で退園するなどの不規則な保育生活は子どもの発達に問題を起こしかねません。保育は時間単位で預ける子守</p>	<p>保育短時間認定に該当する場合の保育時間は8時間(9時～17時)であり、基本的な子どもの生活については影響がないものと思われます。</p> <p>なお、現に保育所に入所している児童につきましては、保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置が設けられる予定です。</p>
7	認定手続きで、労働時間(フルタイム、パート等)により差別しないで下さい。子どもの保育は親の就労に関わりなく保障してください。(短時間保育は現状の8時間以上にして下さい)	<p>新制度では1週あたり30時間程度の就労の方を保育標準時間とし、それ以下(1か月あたり64時間以上)の方を保育短時間とする予定です。</p> <p>ただし、現に保育所に入所している児童につきましては、保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置が設けられる予定です。</p> <p>なお、短時間保育時間は8時間です。</p>
8	延長時間の保育料や給食費が高額になると聞きました。負担が増えると困ります	延長保育や3歳児以上の主食提供は各園で実施している事業であるため、園により状況が異なっております。新制度開始後の対応につきましては、公立保育園についても現在検討をしておりますが、大幅な負担増にならないよう、考えてまいります。
9	育児休業中であっても条件を満たしていれば在園できました。新制度にかわっても在園できるようお願いします。	育児休業中の入所児童の保育の継続につきましては、新制度にかわっても継続するよう検討しています。
10	企業参加による保育施設が増えることで保育の質の低下が懸念されます。ハード面、ソフト面共に子どもたち主体で考えてほしい。認定基準をもうけて市が管理してほしいです。	新制度では、地域型保育事業につきましては、市が認可基準を設定し、認可を行う事になります。保育所、幼稚園の認可につきましては、神奈川県が行うのですが、新設の際の手続きの中でも、保育の質が維持できるよう確認を行ってまいります。

11	<p>「教育・保育給付の支給認定基準に関する基準」ですが、認定をもらってから希望の保育園に直接申し込みと伺いました。現在の保育所申し込みよりも手続きが難しくなるのでしょうか。たとえば、希望をしても、兄弟で同じ保育園に通えないということなどが起こらないようにお願いいたします。(外、同様意見2件)</p>	<p>保育園の申込みの方法は、現在と変わらず、市役所窓口での申し込みになります。申し込みの状況に応じた入所調整を行っていくこととなります。兄弟で同じ園への入所等についてはできる限り対応してまいります。</p>
12	<p>保育の利用手続き、認定と利用調整などについて明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保育所入所が児童福祉法第二十四条1項により行われる事を明らかにさせ、各種書類、条例等に明記させる。</li> <li>②保育の必要性の認定の自由範囲を広げる。(障害者等を排除しない仕組み)</li> <li>③短時間認定に伴う下限就労時間(月48~64時間)について、現行を下回らせない。</li> <li>④優先順位の詳細を明らかにさせ、優先度の高い子供の保育を確保させる。(兄弟枠の保持、片親の優先等)</li> <li>⑤利用調整結果の通知を義務付け、鎌倉市による利用調整を徹底させる。</li> <li>⑥育休明けの保育の保障</li> </ul>	
13	<p>&lt;保育手続き等について&gt;</p> <p>育休中の上の子どもの集団活動の場の継続、および兄弟等ができる限り同じ施設に通えるような配慮をお願いいたします。</p>	<p>育児休業中の入所児童の保育の継続につきましては、新制度にかわっても継続するよう検討しています。</p> <p>兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合は優先利用の対象にするよう検討しています</p>

14	認定は、親の状況や自治体の体裁で決定されるべきではなく、子どもの生活や発達、福祉、健康を基準に行うべきです。例えば、同じ園なのに、子どもの活動やスケジュールがバラバラ。一緒にご飯やおやつを食べる等の時間は絶対に必要です。細切れ保育を積極的に認めるべきではありません。	新制度では1週あたり30時間程度の就労の方を保育標準時間とし、それ以下(1か月あたり64時間以上)の方を保育短時間とする予定です。保育短時間認定に該当する場合の保育時間は8時間(9時~17時)であり、保育の実施にあたっては、認定が異なるお子さんであっても同じ園のなかで、同じ活動ができるよう、努めてまいりたいと思います。ただし、現に保育所に入所している児童につきましては、保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置が設けられる予定です。
15	待機児童が少ない鎌倉市だからこそ、認定基準を拡げ、より多くの人が希望する保育を受けられるようお願いします。	新制度では1週あたり30時間程度の就労の方を保育標準時間とし、それ以下(1か月あたり64時間以上)の方を保育短時間とする予定です。本市の待機児童も決して少なくない中ですが、引き続き解消に向け、努めてまいりたいと思います。
16	子どもの祖父母との同居、近居によって保育所への入所必要性が下がると、親はそれを避けようとして、育児の孤立化や負担増加につながる。「多くの人の手による子育て」が理想と捉え、祖父母が近くに住む人もそうでない人も、希望の保育が受けられるよう配慮してほしい。	今後の新制度に向けた「保育の実施基準」の見直しに対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。
17	支給認定について明確に簡単に。 <b>(外、同意見1件)</b>	支給認定の手続きにつきましては、なるべくわかりやすい説明を行ってまいりたいと思います。
18	働いているものとして、育休は労働者の当然の権利として考えています。第2子が生まれる際に(生まれた際に)第1子がきられるのではなく、(第1子が3歳未満でも)兄弟そろって同じ保育園にて同じ内容の保育が受けられるように認定制度を含めて今一度基準等の見直しをお願いします。 <b>(外、同様意見1件)</b>	育児休業中の児童の保育継続につきましては、新制度にかわっても継続するよう検討しており、対象年齢についても見直しを行っています。
19	保育認定の自治体独自の範囲を切り捨てないで下さい。	保育の認定に当たりましては、国の基準に基づくものであります。規則等で入所の基準等を定める中で、これまでの鎌倉市の考え方を継承したいと思います。
20	国の基準にとらわれず、子どもにとって必要な保育が出来るよう、認定と給付金の支給をお願いいたします。	今回の制度は、国の基準に基づき、市が事業を実施するのですが、子どもにとって必要な保育ができるよう、引き続き努めてまいりたいと思います。
21	青空自主保育の存在を理解して頂き、子育てをしている1つの団体として市でも理解して頂けたら嬉しく思います。子どもを保育している場に違いはありません。支給認定の対象としてお考えいただけることを切に願っております。	自主保育を子ども子育て支援制度の給付事業に位置づけてほしいとのご提案でしたが、こども子育て支援法の事業の類型において、自主保育は含まれていないことから、国の制度として運用する中で位置付けを行い対象とすることは困難であると考えています。

## 意見概要及び市の考え方

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

	意 見	市の考え方
1	放課後児童健全育成事業に関しては、新制度導入を機に長時間保育が当たり前だった子どもたちが増えることから、今後学童保育のニーズが急速に増えることが予測されます。他市の例を見るまでもなく、放課後、学校内での育成事業(学童保育＆放課後の学校開放)が必要になります。この件に関して鎌倉市はこれまで対応が遅れ、いくつかの場所では、時代に逆行する施策を実施したと言わざるを得ません。20年前の放課後学童クラブの制度を無理やり運用するのではなく、時代に即し将来を見据えた方向性をこれを機に改めて定め、それにのっとった施策を図るべきだと考えます。	ニーズ調査において、子どもの家(学童保育所)のニーズは増加することが予測され、新たな施設整備等が必要だと認識しております。今後、地域の特性や実情を踏まえた施策の検討を進めていきたいと考えております。
2	これからお世話になる学童保育について、子どもの発達に支障がない様、現行水準を下回らず、のびのび過ごせる場であってほしいと希望します。	現行水準を下回ることのないよう運営していきます。
3	・支援員の資格要件につき、現在の鎌倉市の基準よりも下回ることのないようにお願いします。 ・また、一人当たりの施設面積につき、1.65平米では狭すぎると思われますので、改善していただけたらと思います。	・現行水準を下回ることのないよう運営していきます。 ・現在、子どもの家(学童保育所)の定員は、概ね1人当たり1.65m <sup>2</sup> を基準として子どもの家ごとに設定しています。1人当たりの面積を今以上確保するとなると、待機児童が大幅に生じてしまうことが懸念されます。本市としましては、1.65m <sup>2</sup> を基準としていきたいと考えております。
4	面積1.65m <sup>2</sup> を広げてほしい。当事者の人たちの要求を取り入れた条例を策定してほしい。	子どもの家(学童保育所)の定員は、概ね1人当たり1.65m <sup>2</sup> を基準に子どもの家ごとに設定しています。1人当たりの面積を今以上確保するとなると、待機児童が大幅に生じてしまうことが懸念されます。本市としましては、1.65m <sup>2</sup> を基準としていきたいと考えております。

5	学童に関して、わが子も現在学童に入っています。狭い部屋に100人以上。これでは勉強も遊びも自由にできず、制限がたくさんありすぎている状況です。予算がないため、プレハブの2室を使っている状況で、せめて、20人から30人単位にしてほしいです。また、こういうところにも公的資金が使われると有難いです。	子どもの家(学童保育所)の定員は、概ね1人当たり $1.65\text{m}^2$ を基準に子どもの家ごとに設定しています。子どもの家の利用者数の増加にともない、現在、いくつかの施設では待機をしていただいている状況にあります。できるだけ、多くの利用者のニーズに応えるためにも、児童の支援の単位については1単位当たりおおよそ40人として運営していきたいと考えております。
6	学童保育も必要な子どもが誰でも受けられるように、そして保育環境、1人あたりの広さと適正人数で保育できるように条例化してください。	
7	学童をどの程度の規模で運営される前提なのかはわかりませんが、40人に対して指導者2名(1名は資格者、1名は無資格者)、1人当たり $1.65\text{m}^2 \times 40\text{人} = 66\text{m}^2$ 、という基準は狭い空間に箱詰めされ、絶対権力の大人の顔色を伺う子供たちの立場に寄り添い、もう少しのびのびと過ごせる環境を作って頂けたらと思いました。また、資格者といつても指定学校卒業等、資格といえるか疑問な程度の方に子どもをお任せするということであれば、学校の先生、地域の保育士、看護師等、さらなるプロフェッショナルな方々の巡回があるといいなと思います。風とおしをよく、なるべく多くの大人の目に触れることができれば、密室とならず、子供の健全な成長を阻害するとの予防になるのではないかと思います。	子どもの家(学童保育所)の定員は、概ね1人当たり $1.65\text{m}^2$ を基準に子どもの家ごとに設定しています。子どもの家の利用者数の増加にともない、現在、いくつかの施設では待機をしていただいている状況にあります。できるだけ、多くの利用者のニーズに応えるためにも、児童の支援の単位については1単位当たりおおよそ40人として運営していきたいと考えております。 また、子どもの家では、大学生や地域のボランティアの方等による活動が行われており、子どもたちの健全育成への一翼を担っていただいている。
8	子ども一人あたり概ね $1.65\text{m}^2$ と基準が示されているが、鎌倉市は自然が多く、都市部にあっても子どもにとって恵まれた環境が残されている場所なので、狭いところに詰め込むのではなく、教育・保育環境にもそれを生かせるような基準を設けてほしい。	国の示す1人当たり $1.65\text{m}^2$ の設備に関する基準は、子どもが安心して過ごせる場として、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースに対する基準です。公園等の外遊び等、体を思いっきり動かすことができる場は、この基準の適用外になっております。本市の子どもの家運営指針(平成25年3月)に基づき、各子どもの家の状況に応じて公園などを活用した遊びや自然に親しむ活動に努めています。

9	学童保育を利用しやすいようにして下さい。	子どもの家(学童保育所)の利用者数の増加にともない、現在、いくつかの施設では待機をしていただいている状況にあります。できるだけ多くの方が利用していただくことができるよう、国の基準を踏まえて施設整備、人員確保等に努めていきたいと考えております。
10	児童の放課後での生活をしっかり保障する予算と人材の配置が必要です。不十分な国の基準を超えたものを鎌倉市は設定すべきです。	
11	<p>現行水準を切り下げる、全児童対策と一体化させない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 支援員の資格要件、複数配置</li> <li>② 児童の集団の規模(施設規模)は30人未満に</li> <li>③ 児童一人につき概ね1.65m<sup>2</sup>では狭い</li> <li>④ 開所時間については、認可保育園と同様に。小学校の休業日は1日10時間程度、休業日以外は4時間</li> </ul>	<p>現行水準を下回ることがないよう運営していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①支援員の資格要件、複数配置については国の基準に従います。</li> <li>②子どもの家の利用者数の増加にともない、現在、いくつかの施設では待機をしていただいている。できるだけ、多くの利用者のニーズに応えるため、児童の支援の単位については1単位当たりおよそ40人として運営していきたいと考えております。</li> <li>③子どもの家の定員は、概ね1人当たり1.65m<sup>2</sup>を基準に子どもの家ごとに設定しています。1人当たりの面積を今以上確保するとなると、待機児童が大幅に生じてしまうことが懸念されます。本市としましては、1.65m<sup>2</sup>を基準としていきたいと考えております。</li> <li>④夏休み等の学校休業日は8時15分から18時(延長19時)、学校がある月曜日から金曜日は正午から18時(延長19時)、土曜日は8時30分から17時30分まで開所しています。</li> </ul>

12	<p>現行の水準を下げず、子どもたちの安全を確保する基準を考えて欲しい。国の基準では保育人数が多く、一人当たりのスペースも狭い。保育人数は30人未満に。 小学校に入ってからの子どもの預け先について、充実をはかって欲しいと希望する保護者は多い。保護者が安心して働く鎌倉市を目指してもらいたい。</p>	
13	<p>働く親のすべての人が学校に行ってからも安心して働くようにして下さい。(障害児を含む)</p>	<p>本市では、子どもの家の対象者を小学校6年生までとしています。日常生活において支援や配慮が必要な場合、職員の加配等により可能な限り受け入れるよう努めています。</p>
14	<p>利用される様々な家庭環境を考慮し、些細なことでも大きな問題に発展しないように、保護者はもちろん小学校など関係機関とは常に連絡を取り合うことが必要と思われます。利用されるお子さん、保護者が話しやすく、キヤッチボールができる状況であってほしいと思います。</p>	<p>子どもの家(学童保育所)では、学校、こども相談課等関係機関、また地域とも連携を図りながら運営に努めています。今後も利用されるお子さんや保護者の方がコミュニケーションをとりやすい環境づくりに努めてまいります。</p>

## 意見概要及び市の考え方

### 全体への意見、その他

	意 見	市の考え方
1	青空自主保育では、月に一度、保護者と保育者で保育や運営の話し合いの場を設けており、園舎、保育士を持たない我々にとっては、この会議が日々の活動を行ううえで、重要な役割を担っています。現在、託児施設のある江ノ島女性センターで行っていますが、年内で閉鎖が決まっており、頭を抱えています。鎌倉市民としては、そのような託児機能つき施設が鎌倉にないのも問題ではないかと思います。多少費用がかからっても、小規模でも、既存の行政スペースの空き部屋でもかまいませんので、ぜひ、託児機能付の施設を新設していただきたいと思います。また、そのような活動に対する費用の助成も願います。(外、同様意見27件)	神奈川県が所管する江ノ島女性センターの代替機能を鎌倉市が担うのは難しいかと思われます。また、いただいたご意見につきましては、本基準に反映できる内容ではありませんが、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対するご意見として参考にさせていただきます。
2	1985年以来、鎌倉市の主に緑地を利用して青空自主保育を続けている団体の保育者をしている者です。この30年間に、市内では青空自主保育が10団体ほどにも増え、鎌倉ならではの恵まれた緑の環境を生かし、親子の健全かつ、子育て世代の中心的な役割を担う活動を推進する成長の原点ともなっています。ぜひとも、従来どおりの施設保育にとどまらず、青空自主保育の親子も、保育園幼稚園を利用する家庭と平等に支援を受けられるよう、新制度で画期的な鎌倉ならではの案を作成していただけたらと願います。(外、「制度に位置づけて支援してほしい」など同様意見15件)	新制度における青空自主保育の位置付けにつきましては、検討しましたものの国が想定する事業の類型に該当しないため、対応が難しいのが現状です。対応できる制度の有無につきましては、引き続き確認しますと共に、いただいたご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対するものとして参考にさせていただきます。
3	・現状の鎌倉市の保育水準を維持・拡大してください。 ・職員配置基準、面積基準を現状から低下させないでください。 ・現状の保育士と子どもの対比を維持、向上させてください。 ・鎌倉市独自に向上させてきた基準(1歳児クラスの1:5など)を条例で明記して、後退させないようにして下さい。 ・職員の待遇改善 (外、同様意見78件)	認可保育所の保育士の配置については、神奈川県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定められているところです。本市の条例で改めて定めることは考えておりませんが、新制度になりました、現在本市で実施している保育の質については、引き続き現行水準を維持できるよう、努めてまいります。
4	<保育園に対する鎌倉市の補助について> 例えば、職員数については、現行では、1歳児等、国の基準よりも補助金により、手厚く保育士を割り当てることができており、鎌倉市の保育環境は国基準よりも高く維持されていますが、今回の基準案の中では、職員数等も国基準の通りとされており、新制度移行によっての保育の質の低下が懸念されます。現行の鎌倉市で実施している国基準よりも高い保育環境(職員の配置、障がい児への対応等)を維持することを望みます。もし、国基準に下げる場合には、今までの市の保育事業に対する補助金が減額された分のお金の使い道を明確にし、市民に公開して下さい。(外、同様意見2件)	現在本市で実施している保育の質については、引き続き現行水準を維持できるよう、努めてまいります。また、ご意見をいただきました民間保育所への補助金につきましては本基準に反映できる内容ではありませんが、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

5	認可保育所整備をお願いします。子どものためにより良いものを。(外、同様意見1件)	保育所整備につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中で保育の確保策として定め、進めてまいります。
6	・保育の現状を今以上に、子ども、保護者、保育士が安心して行えるようにして下さい。 ・希望する者、全員が子育て支援を受けられるようお願いいたします。 ・働き続けられるよう、保育士等への処遇改善をお願いします。 (外、同様意見3件)	今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。
7	保護者が行きやすいところに設置する。 例:支所や学習センター、すこやかセンターなど。 問題は運営の人集め。資格保持者の他、シルバー人材や学生等が働けるように。 私は、深沢地区の再開発エリアに①ゴミの焼却場②保育園・幼稚園③老人ホーム④若者が集まつてくる施設(プール・図書館等)などを作れば良いと考えています。一般に「嫌がられる施設」をモダンにして集合し、皆が自然とその必要性を感じる施設、エリアを鎌倉市の真ん中(アクセスの良い)に作り、全国に誇れるものにしたいと考えています。 子育てや教育は次世代の柱です。今まで毛嫌いされているものを”真正面から”見つめられるものにすれば良い、その為には身近にあるべきだと考えています。	今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。
8	深沢地区の再開発エリアに「大規模なこども子育てセンター」を設ける。(蛇足だが、同エリアにゴミの焼却場や老人施設もつくり、老若男女が集まつくるものにしたほうが良い。鎌倉市が全國に誇れるような再開発を期待している。)	今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。
9	人格形成で重要な幼児期をどのように保育していくか、様々な選択がありますが、どんな選択をしても格差がないようお願いしたい。 こどもがこどもらしく生活できる環境を地域で守っていけるような状況をぜひ作っていただきたいと思います。	今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

10	<p>配布された資料では、新制度における給付・事業(2)地域子ども・子育て支援事業の以下の新規案件に関する説明等なされている部分が見つけられず、あらためて内容がわかる資料が必要だと思います。</p> <p>ア利用者支援事業(新規)</p> <p>ウ実費徴収による補足給付事業(新規)</p> <p>エ多様な主体の新制度への参入促進事業(新規)</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業は今回のパブリックコメントの対象としていなかったことから、子ども・子育て支援事業の説明の中で、事業名の記載のみとさせていただいたものです。なお、事業内容は下記のとおりですが、実施については未定となっています。</p> <p>ア利用者支援事業(新規)</p> <p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業</p> <p>ウ実費徴収による補足給付事業(新規)</p> <p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p> <p>エ多様な主体の新制度への参入促進事業(新規)</p> <p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p>
----	---	---

11	<p>今回の支援制度を拝見すると「提供される支援を受給する」ばかりで、子育て問題を自分たちで解決する方向へのサポートは何もないのだなとがっかりしました。</p> <p>提供・受給の関係は、いつまでも「もっと誰かなんとかして」ということばかりにならないでしょうか。自主保育を通して、私は自分でできることを探し、仲間を募り、やってみようという姿勢が身についたような気がします。</p>	
12	<p>子どもにお金をかけない市町村は今後繁栄ていきません。老人への支援とバランスよくやってください。「古都の街」を支えるような次世代を作っていくのが自治体の仕事です。</p>	<p>今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
13	<p>待機児童をなくすために保育所を増やしてほしいが、現状の保育の水準を下げないでほしい。市内にある保育所の場所に偏りがある。北鎌倉地域に保育所を作ってほしい。無理な場合は通わせやすい手段をとる。送迎等を横浜市はやっている。「鎌倉で子育てしたい」と思えるよう、保育環境の充実を図ってほしい。</p>	<p>北鎌倉地域への保育所の設置は困難な状況ですが、本市における保育所整備につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中で保育の確保策として定め、進めまいります。また、現在本市で実施している保育の質については、引き続き現行水準を維持できるよう、努めまいります。</p>
14	<p>「鎌倉市独自の部分について」の欄は、すべて「国の基準のとおり」とされていますが、鎌倉市ならではの子育て支援法のあり方として、何に力を入れていくのでしょうか。「歴史、文化、自然」のある古都鎌倉。子どもたちの環境に予算を取ることで、地球が繁栄するのではないかでしょうか。老人との保障とのバランスをもってやってほしい。お母さんが働きやすい保育環境の整備が必要。就労者が増えれば、市の財政もUPする。「文化、歴史、自然」地域性も生かした活動がどの教育施設でも体験できるような助成制度を検討してほしい。</p>	<p>今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
15	<p>事業計画策定の基本に認可保育所整備を位置づける。</p> <p>①ニーズ調査の結果を明らかにし、認可保育所整備を基本とした事業計画の策定を求める。</p> <p>②障害児対策については、福祉計画等との連携をはかる。</p> <p>③耐震対策など施設整備・改善についても計画に盛り込ませる。</p>	<p>今後の子ども・子育て支援事業計画の策定における貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

16	<p>先日、息子が通う保育園で、子ども子育て支援制度のお話を聞きました。鎌倉市の支援がこれほど手厚い事、国の基準そのままの運用ではなく、鎌倉市が手厚く支援してくれていることで、今までの恵まれた子育て環境を受ける事ができていることを認識しました。この鎌倉でぜひ子どもを育てたいという私たち親の思いは、この鎌倉でぜひ子どもを育てましょうという鎌倉市の思いと施策によってとてもいい形で実現されています。私自身は東京から惹きつけられてこの鎌倉へ移り住んできました。その後結婚し、子どもを授かり引き続き、鎌倉に住み続けたいと思っています。私がこの鎌倉に住んでいるのは、ここが心豊かに心穏やかに暮らしていける場所だからです。それが鎌倉のすばらしいところだと思います。鎌倉の未来のためにも、世界に誇れる心豊かで心安らかな都市、それが鎌倉の進む道ではないでしょうか。それには、今の子育て、保育環境を維持し、さらによくしていく事が必要だと思います。鎌倉を心豊かに子育てできる最高の都市へ。</p>	<p>現在本市で実施している保育の質については、引き続き現行水準を維持できるよう、努めてまいります。ご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
17	<p>これ以上、子どもを苦しめ、親の負担になるような事はやめてください。どの子も平等に保育を受ける権利があります。豊富な家庭に生まれても貧困な家庭に生まれても、どの子も同じ社会の子ですよね。その差を助けるのが、国、市の役目ではないでしょうか。どの子も平等に保育を受けるような制度にしてほしいです。</p>	<p>今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
18	<p>「鎌倉市独自の部分について」の欄は、すべて「国の基準のとおり」とされています。鎌倉市の子育て支援として、今後何に力を入れていくのでしょうか。鎌倉市の子育てをする魅力や特色を教えてください。</p>	<p>鎌倉市では、平成17年度に「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」を定め、子ども・子育てに関する取り組みを進めております。ホームページ等でご確認いただけますので、ご覧下さい。また、この計画を踏まえながら策定してきます子ども・子育て支援事業計画においても、鎌倉市としての子育て支援策を定めてまいります。</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体において、国の基準ではとてもあいまいで、こどものことを大切に考えられているのかと安心できません。鎌倉市の独自の基準で子育てについて安心できる町づくりを一緒に考えたいです。</li> <li>・低年齢児の子どもは特に成長にも安全確保のためにも手厚く対応できるような補助をつけてください。</li> <li>・障害児と共に過ごせる事は本当に貴重です。今でさえ、受け入れられていない現状がありますが、程度によるとは思いますが、一緒にのびのび成長できる安心して保育を受けられる手当をお願いします。</li> </ul>	<p>現在本市で実施している保育の質については、引き続き現行水準を維持できるよう、努めてまいります。また、ご意見をいただきました補助金につきましては本基準に反映できる内容ではありませんが、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

20	保育は、子育て支援していく上で欠かせないものです。その欠かせないものを行政だけの意見でどんどん変えてしまう事に大きな違和感を覚えます。きちんと利用者や保育団体の声を聞いて頂きたいと思います。子ども達が平等に保育を受けられる権利をなくさないで下さい。	現在本市で実施している保育の質については、引き続き現行水準を維持できるよう、努めてまいります。また、今回のパブリックコメント同様、引き続き、懇談会、説明会等での皆様のご意見も参考にさせて頂きながら、施策の推進を行ってまいりたいと思います。
21	待機児童対策等のために安易に営利企業を保育事業に参入させないでほしいです。福祉としての保育施設の拡充を求めます。	新制度において、株式会社の参入を拒む事はできなくなりますが、神奈川県が認可を行うにあたっての手続き等におきまして、慎重に確認を行ってまいりたいと思います。
22	鎌倉市独自の部分についての欄がすべて国の基準のとおりとされていますが、鎌倉市らしい魅力ある子育て事業を推進してください。住みたい街として育児支援の拡充は大きなポイントとなり、よりよい人が育つ事で更に魅力的な街になり、発展していくと思います。	今後の子ども・子育て支援事業計画の策定における貴重なご意見として参考にさせていただきます。
23	保育をよくしようという視点に欠けた基準の設置に反対します。少子化が叫ばれる中、少子化は進行しています。それは、政府・市町村の取り組みが間違っているからだと思います。教育にはお金と人材が必要です。次世代を担う市民を育てるために出し惜しみせずお金を使ってもらいたいものです。「温故知新」で打って出た松尾市長を応援しています。市議会も保育に対して思想を持って臨んでもらいたいと考えています。	今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。
24	わが日本の教育予算は減っていくばかりです。教育にはお金がかかり優秀な人材が必要です。鎌倉市の市民の選んだ市長・市議会がどのような議論をして行政を行っていくか、注視しています。	今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。
25	簡単にネットでベビーシッターを頼んで事件に巻き込まれる子どもたちが増えている現状。死亡事故の増えている託児所等、子どもたちが安全に過ごせる場所がどんどん少なくなっています。制度の変更でこれ以上、悪い環境にならない様、国として考えてももらいたいと思いますが、市によって、保育士、子どもの処遇が違うのは不公平感を感じます。現在でも保育士不足で保育がままならなくなっている現場が数多くあると思います。鎌倉市としても保育士が身体を壊すことなく(過重労働)保育できる基準作りをしてもらいたいです。	現在本市で実施している保育の質については、引き続き現行水準を維持できるよう、努めてまいります。ご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

26	今よりも保育所に預けやすくなるというイメージが先行し、このパブリックコメントについても十分なアナウンスがされていないと感じる現状がとても不安です。	今後実施を予定しています説明会等でも、子ども・子育て支援新制度の内容をきちんとお知らせしてまいりたいと思います。
27	鎌倉市独自の子育て支援策についても詳しく教えてほしいです。	鎌倉市では、平成17年度に「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」を定め、子ども・子育てに関する取り組みを進めております。ホームページ等でご確認いただけますので、ご覧下さい。また、この計画を踏まえながら策定してきます子ども・子育て支援事業計画においても子育て支援策を定めてまいります。
28	集団の中で専門性を持った保育士が子どもの成長発達を丁寧に対応していく事が求められている現代の子育てと考えます。次の世代を担う最も重要な子どもへの投資は室の高い保育士集団への投資でもあります。世界の学力No.1の国フィンランドの教育に学び、国は、地方は、市は、合理性を求める経済的な保育への道を根本から考え直すべきです。全ての基準(案)を変更せず、保護者の就労を保障することが家庭生活を、子育て支援をする事です。	今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。